

**総合評価落札方式における
賃上げを実施する企業に対する
加点措置の実施状況
(令和4年11月末時点)**

- 令和4年4月以降の契約案件を対象に「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」を開始。11月末までで3,714件の工事※が対象。
- 全工種合計で、実競争参加者のうち約6割(64%)、実績確認の対象となる落札者のうち約7割(73%)が賃上げを表明。

	件数・者数
対象工事件数	3,714件
のべ競争参加者数	20,674者
実競争参加者数	3,793者
うち、賃上げ表明者数	2,433者 (約64%)
実落札者数	2,079者
うち、賃上げ表明者数	1,515者 (約73%)

※北海道開発局、8 地方整備局、沖縄総合事務局（農業・港湾空港関係を除く）を対象に集計。

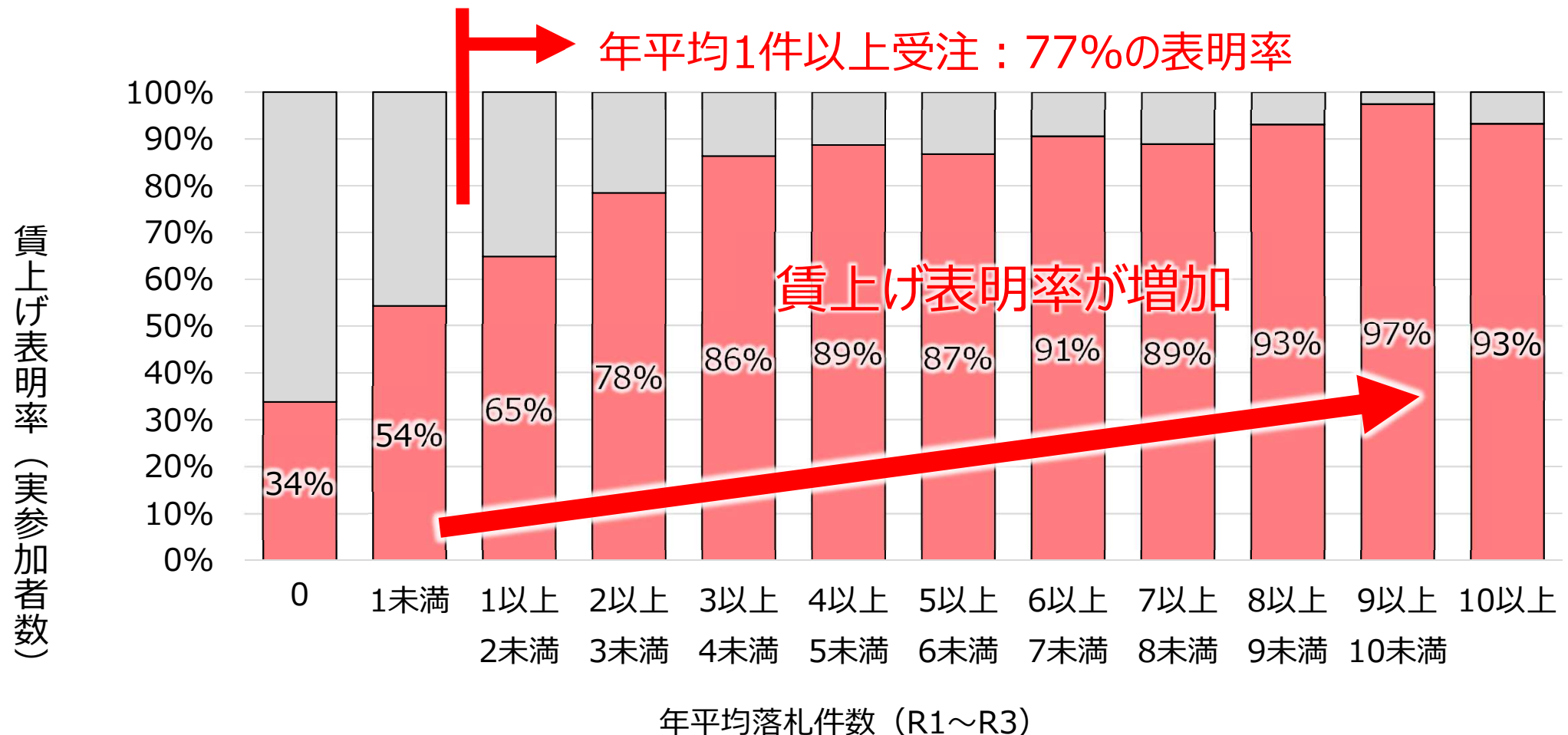
※令和4年4月1日以降の契約案件であっても、入札手続きの開始時期が早く本制度対象外の工事あり。

【全工種合計】近年の直轄工事受注実績と賃上げ表明率

- 過去3年間で国交省直轄工事を安定的に受注している企業ほど、賃上げ表明率が高い傾向。
- 全工事平均で64%の賃上げ表明率に対し、近年、平均年1件(過去3年間で3件)以上の工事を受注している企業は、77%が賃上げを表明。

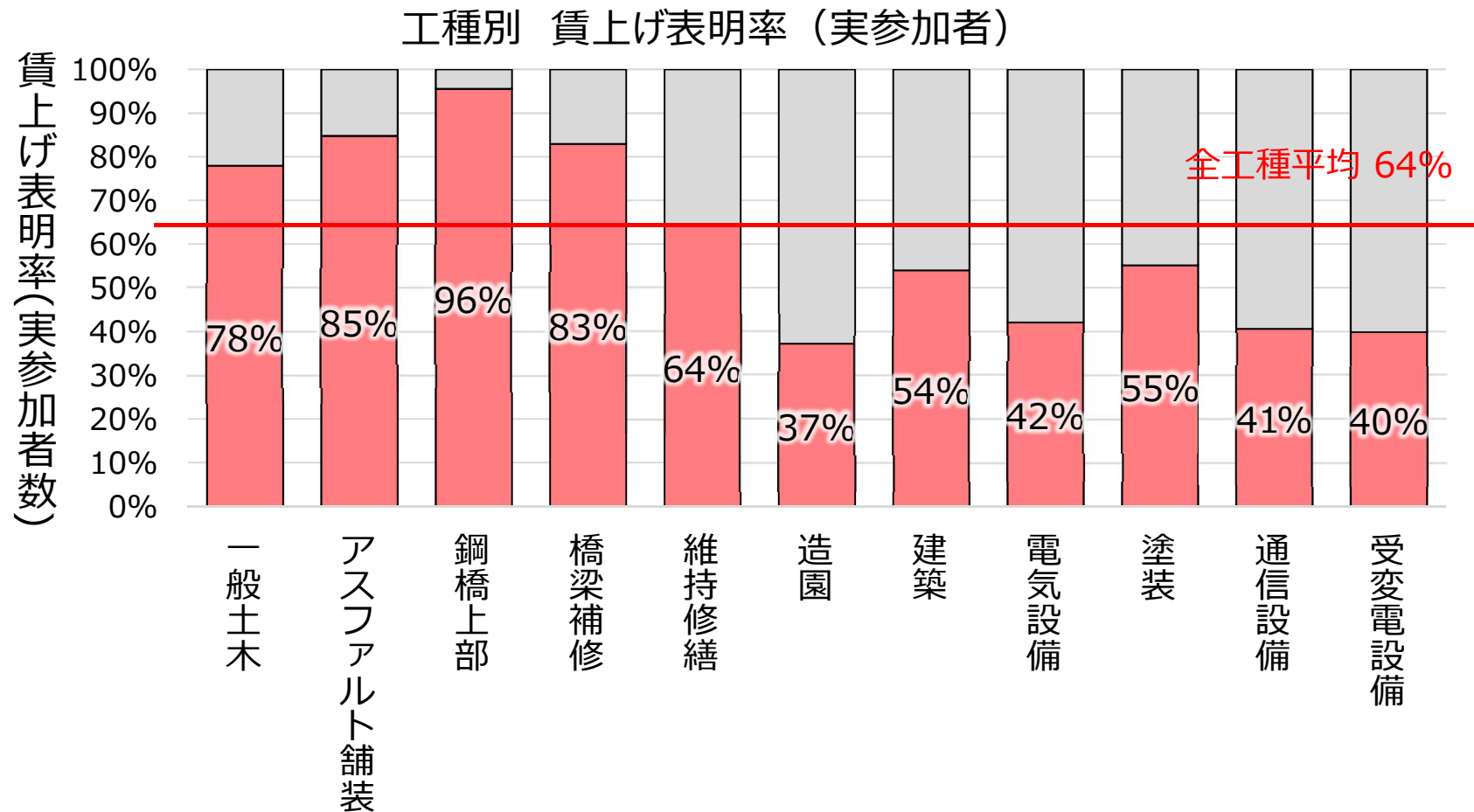
【参考】(事業者への聞き取りの一例)

- ・県工事を中心に受注していることから、賃上げ表明を行わなかった。



【工種別評価】実競争参加者に占める賃上げ表明率

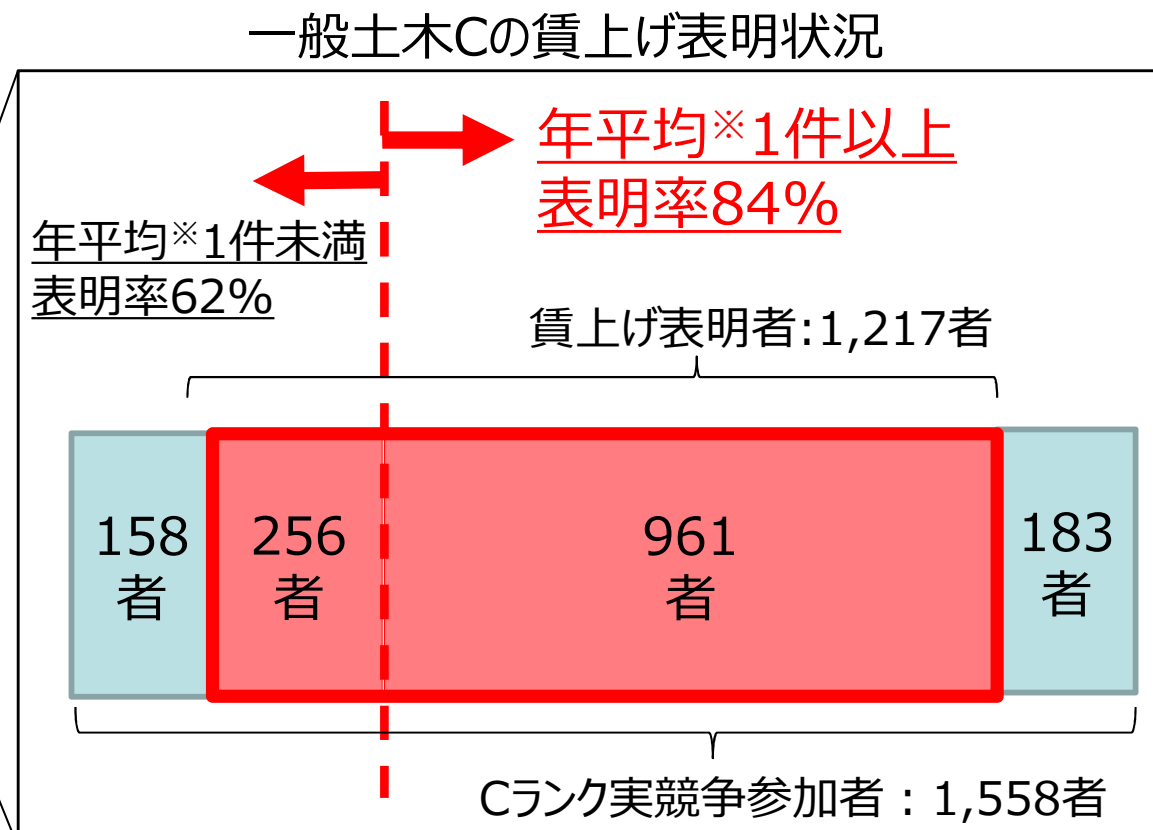
- 全工種平均 約64%の賃上げ表明率に対し、
 - ・表明率の高い工種：一般土木(78%)、アスファルト舗装(85%)、鋼橋上部(96%)、橋梁補修(83%)
 - ・表明率の低い工種：造園(37%)、電気設備(42%)、通信設備(41%) 等
- 公共需要の占める割合が高いと想定される工種は総じて表明率が高いが、維持修繕のみ平均程度(64%)の表明率に留まる。
- 比較的民間需要の割合が高いと想定される工種は、表明率が低い傾向。



【一般土木】等級別の賃上げ表明状況(8地方整備局)

- 8地方整備局の一般土木のうち、A等級は100%、B等級は90%、C等級は78%の表明率。
- C等級のうち、過去3年間で年平均1件以上の工事を受注している企業は84%の表明率。
近年、安定的に国交省の工事を受注している企業については、積極的に賃上げを表明している傾向。
- 一方で、過去の国交省直轄工事の受注頻度が少ない企業については表明割合も低い。
(年平均1件未満:表明率62%)

一般土木等級	実競争参加者	賃上げ表明者	表明率
A等級	28者	28者	100%
B等級	40者	36者	90%
C等級	1,558者	1,217者	78%
D等級	47者	25者	53%
合計	1,673者	1,306者	78%



※北海道・沖縄は等級分類が異なるため、8地整のみを対象に集計

※ R1~R3年度の8地整の3年間の平均落札件数(全工種)

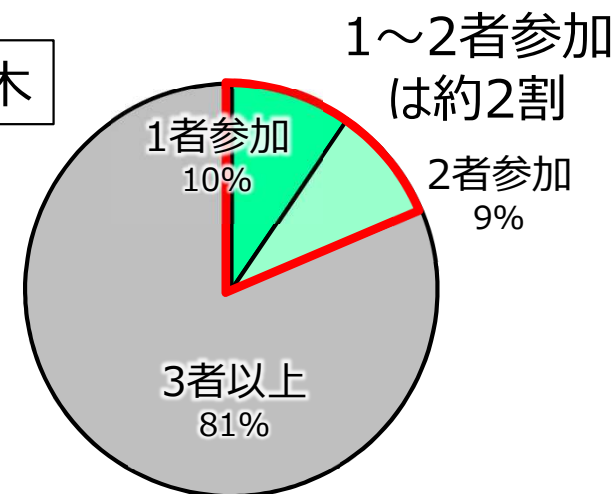
【維持修繕】賃上げ表明の状況

- 維持修繕については、賃上げ表明率が64%に留まり、一般土木(78%)を大きく下回る。
- 維持修繕のみを受注している業者に限ると40%の表明率にとどまっており、比較的競争性が低い工種については賃上げ表明率が低くなると考えられる。

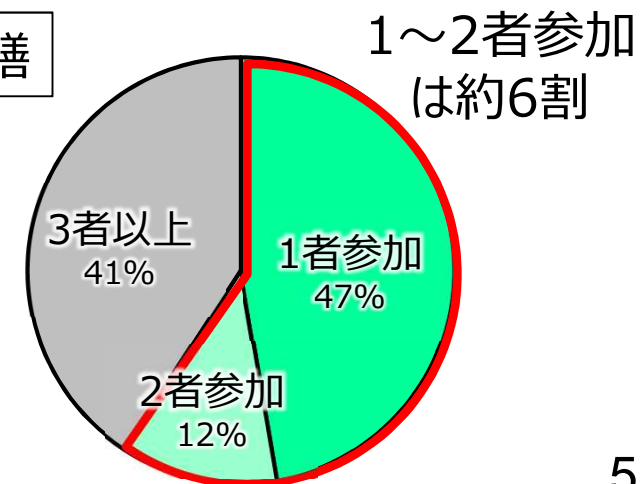
	実競争参加者	表明者	表明率
全工種	3,793者	2,433者	64%
一般土木	2,058者	1,604者	78%
維持修繕	994者	637者	64%
維持修繕のみ (一般土木との重複除き)	262者	106者	40%

■ 競争参加者数の割合

一般土木

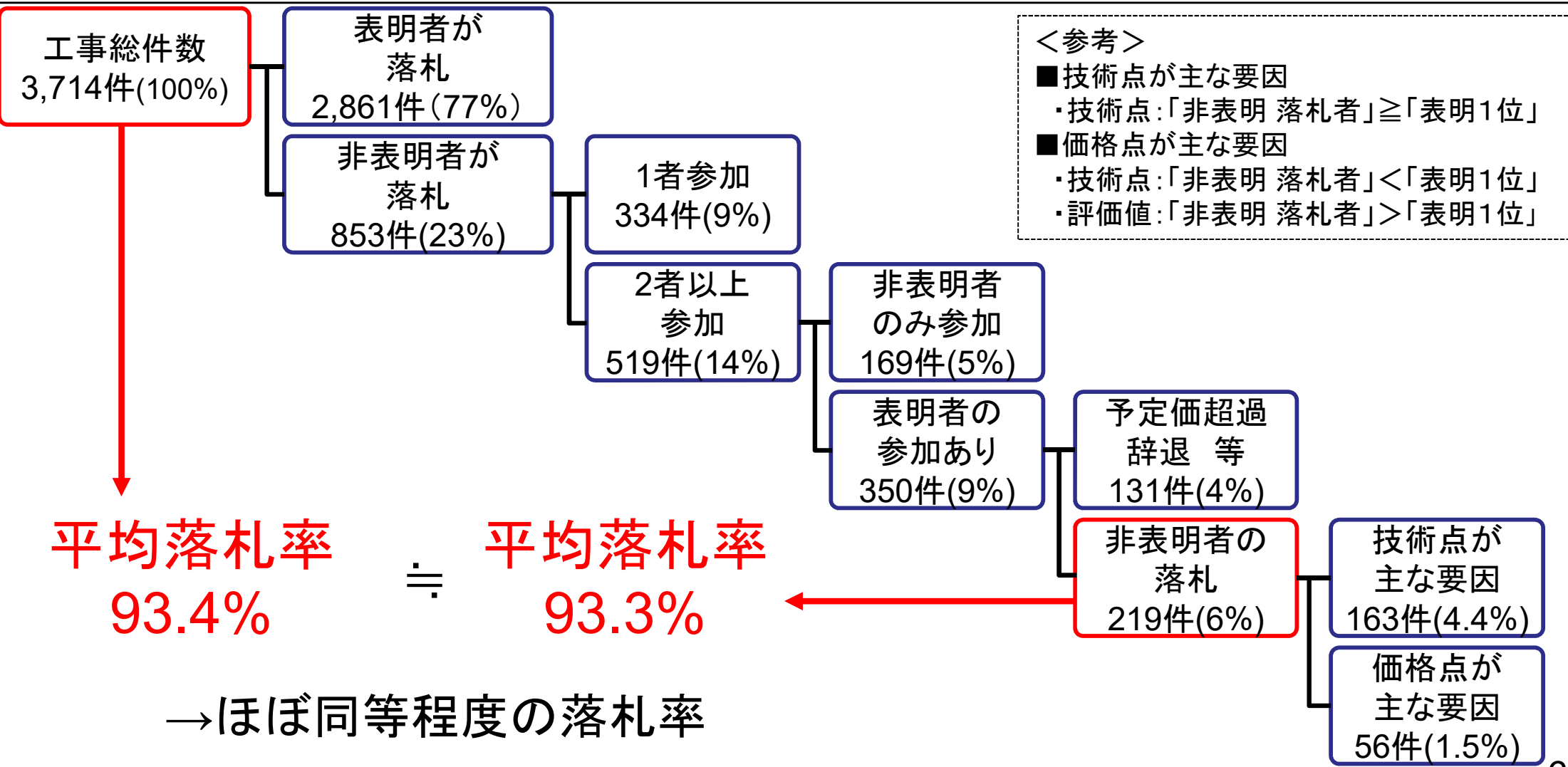


維持修繕



非表明者による落札状況の整理

- 全工事件数約3,714件(令和4年11月末時点)に対し、非表明者が表明者を上回る評価を受けて落札したケースは約219件(約6%)。
- 全工事の平均落札率93.4%に対して、非表明者が表明者を上回る評価を受けた工事の平均落札率は93.3%と、ほぼ同等程度の落札率となっている。



各県建設業協会へのヒアリング・アンケート調査

○令和4年12月、全国47都道府県建設業協会に対し、賃上げ総合評価制度に関するヒアリング・アンケート調査を実施。

頂いた主なご意見

※()書きは当該意見をいただいた協会数、総数47。

【制度への肯定的意見】

- 賃上げの後押し、社員への還元 (18)
 - ・賃上げの後押しになった。
 - ・以前から取り組んでおり、受注機会が増大。
 - ・社員のモチベーション向上 等
- 業界のイメージアップ、社員確保に有効 (2)

【制度への否定的意見】

- 制度の内容が複雑・わかりにくい (16)
- 過去に賃上げしてきた企業が不利で不平等 (3)
- 賃上げ目標がかえって低下する (3)
- ペナルティがあると賃上げ表明しづらい (2)

【賃上げを表明・実施できない理由】

- 当該年度の業績に左右されるため (29)
- 物価・資材価格高騰のため (16)
- 制度継続の場合、毎年の賃上げは困難 (16)
- 直轄工事以外の受注が中心のため (4)
- 直近で賃上げ済／既に十分な給与を支給 (5)

【その他】

- 制度がいつまでつづくのか不安 (22)
- 制度への誤解による意見・コメント (9)
 - ・賞与が下がると総額で賃上げ目標に達しない
 - ・期間雇用に変動が多く、平均が下がることもある
 - ・定年後、再雇用すると給与が下がる 等

※各県建設業協会において会員企業の意見（匿名）を集約し、地方整備局から協会に対しヒアリングを実施。
※意見集約対象企業数、企業選定の考え方、集約方法等は協会ごとに判断。協会の総意とは限らない。

- 令和5年1月1日から、順次賃上げ実績の確認がスタート。
- 実績確認にあたり、国交省では本省・地方整備局から業界向け説明会を実施。
- 併せて、本制度・実績確認の柔軟な運用について周知し、改めて制度の普及を図っている。

国土交通省本省からの説明会（業界団体向け）

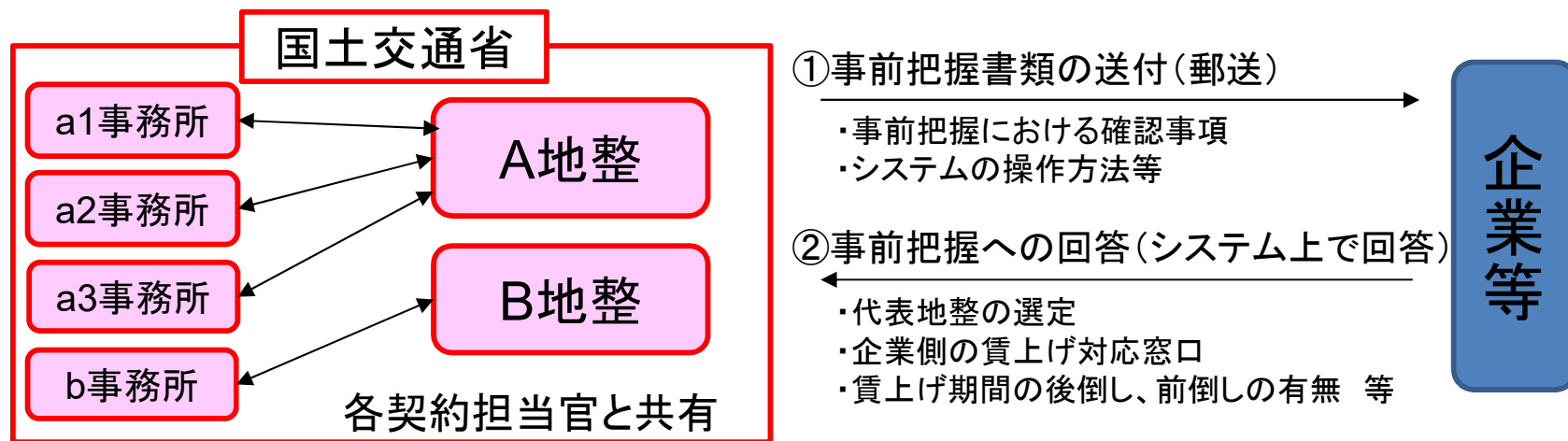
- 全国建設業協会（令和4年12月14日）
- 建設コンサルタント協会（令和4年12月16日）
- 全国地質調査業協会連合会（ 同上 ）
- 日本建設業連合会（令和4年12月19日）
- 日本道路建設業協会（ 同上 ）
- 日本橋梁建設協会（令和4年12月21日）
- ダム・堰施設技術協会（ 同上 ）
- 全国測量設計業協会連合会（ 同上 ）
- 河川ポンプ施設技術協会（令和4年12月23日）
- 日本造園建設業協会（ 同上 ）
- 建設電気技術協会（令和5年 1月17日）

賃上げ総合評価の実績確認方法について(概要)

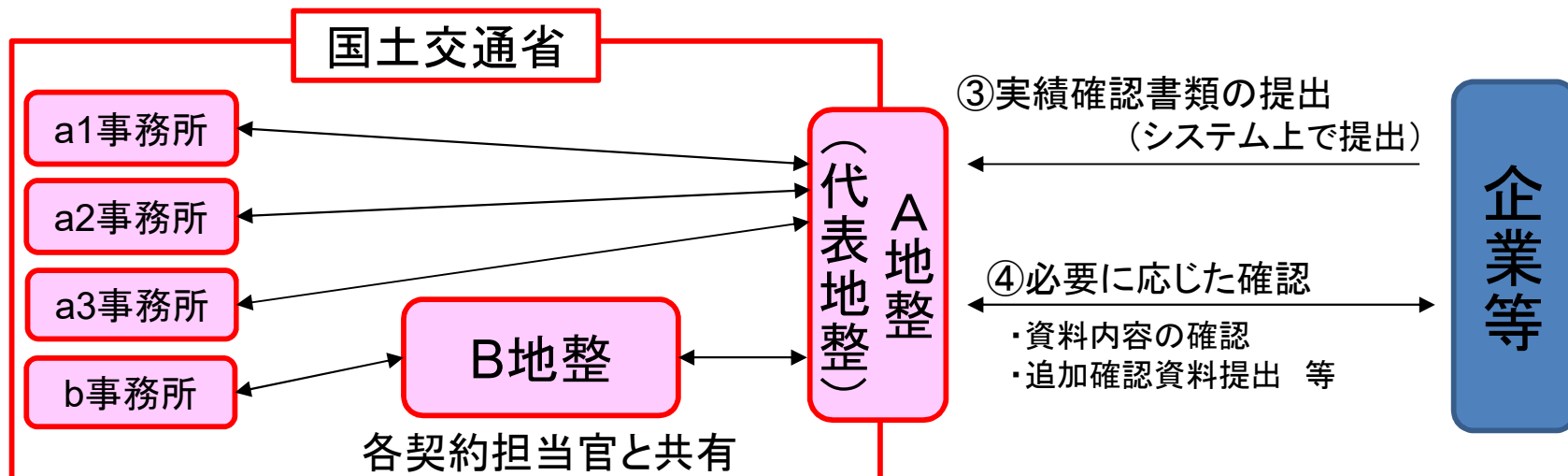
- 賃上げ総合評価の実績確認にあたり、実績確認の窓口を代表地方整備局本局に一元化。
- 代表地整は、当該年度に賃上げ加点の上で契約関係にある地整から、企業側が選定。

STEP1 事前把握

主な目的：実績確認を行う代表地整と、企業等の双方の窓口確認

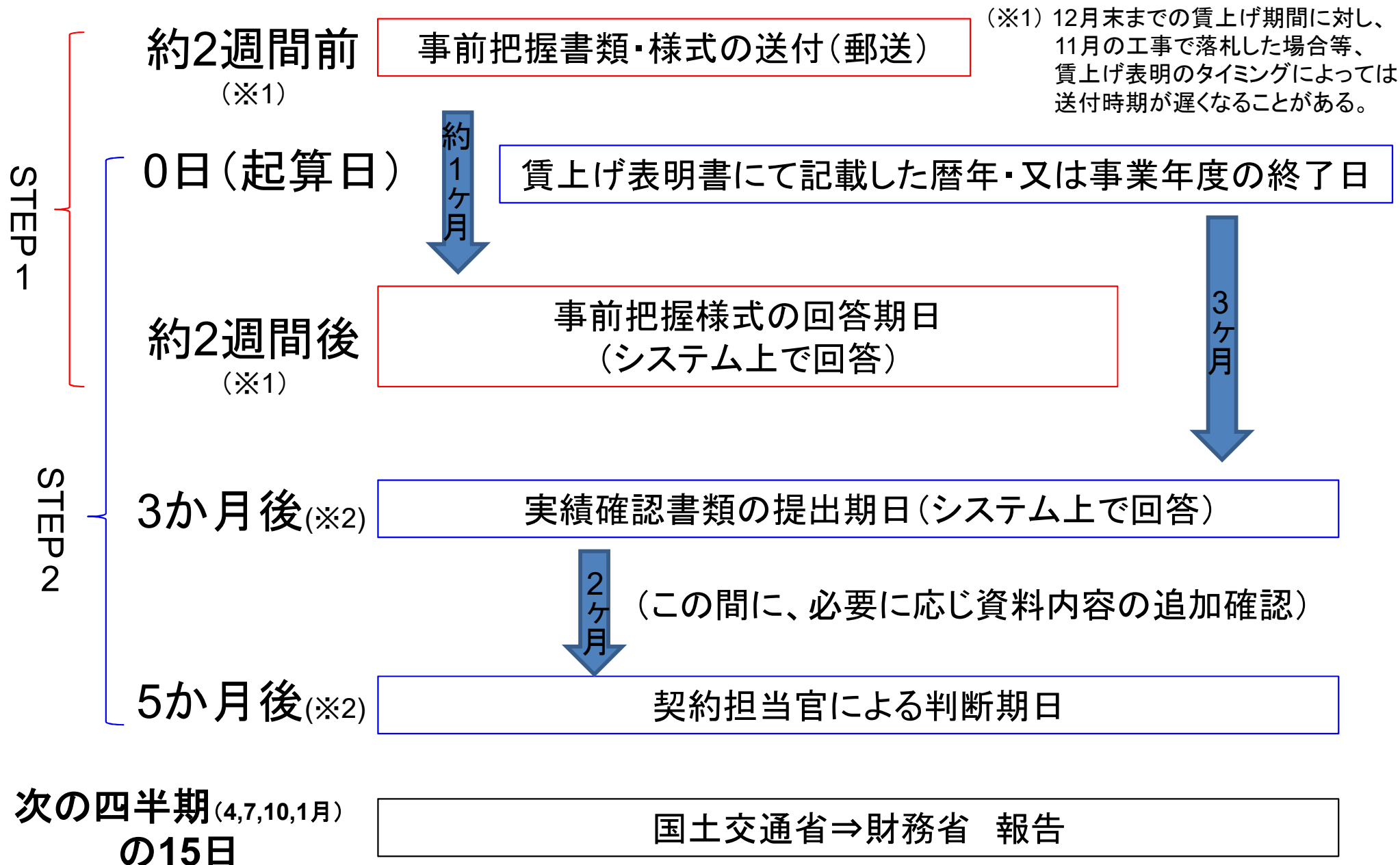


STEP2 実績確認



※STEP1、STEP2ともに、国交省からの委託を受けた機関から問い合わせ・確認等を行うことがある。

実績確認のスケジュールについて



(※2) 当初表明の暦年・事業年度から賃上げ期間を後倒した場合には、賃上げ期間終了後から起算。前倒し(事業年度のみ)した場合には、賃上げ期間終了後ではなく、事業年度終了日から起算。

○「評価対象社員」と「評価対象賃金」について、企業等の個別の事情に応じて柔軟に組合わせて評価することが可能。

評価対象社員		継続雇用社員			比較する2年間で連続雇用していない社員		その他の雇用形態(※)		...
		役員	正社員	休職者など	退職者	新入社員	再雇用	パートアルバイト	
所定内給与	基本給	③	④						...
	各種手当 (ex.住宅手当、家族手当)								
時間外手当									...
賞与									
⋮		①	②		⋮				

(※) その他の雇用形態についても、継続雇用社員等の評価対象とするかどうかは正社員に準じて判断可能。

【評価ケースの例】

- ① : 社員への支払い賃金の総額で評価する場合
- ② : 継続雇用している正社員への支給額で評価する場合
- ③ : 時間外手当や賞与等を除いて評価する場合
- ④ : 継続雇用社員の基本給の定期昇給等で評価する場合

⋮

※その他の企業固有の雇用形態や手当等については、制度の趣旨を踏まえて個別に対応。
 ※具体例については、国土交通省WEBサイトに掲載のQ&A等も参照してください。
 ※制度の趣旨から意図的に逸脱することのないようご注意ください。

【参考】国土交通省WEBサイトにおける賃上げ総合評価の周知

○国土交通省WEBサイトにおいて、賃上げ総合評価に関するこれまでの事務連絡、説明資料等を掲載。

○これまでにいただいたご質問等についても、Q&A形式で回答を掲載。

【掲載箇所】 国土交通省ウェブサイト

URL: https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html

QRコードによるアクセス:



総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について

ここでは、制度導入の経緯、関係通知、Q&Aなどを掲載しています。

【制度導入経緯】

令和3年11月の「新しい資本主義実現会議」の緊急提言や「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において「公的部門における分業機能の強化」の一環として「政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置など政府調達の手法の見直しを検討する。」ことが位置づけられました。

これを受け検討が進められ、令和3年12月17日に財務大臣から各省庁の長あてに賃上げ評価に関する仕組みが通知され、政府全体での本制度の内容が定められました。国土交通省においても令和3年12月24日に発注機関となる国土交通省内の各機関に対して通知を発出しております。

この通知では、所定の書類（「法人事業概況説明書」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」）により賃上げ実績の確認を行うこととされ、当該書類で確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができる認められる書類に代えることができるとされたところですが、この実績確認の方法に関しては、様々な企業の実態を適切に評価できるのか等について、特に多くのご意見・ご質問をいただきました。

これを受けて、賃上げ実績の確認については、賃上げを行う企業を評価するとの本制度の趣旨に沿った対応となるよう、具体的な確認書類の提出方法及び「同等の賃上げ実績」と認められる場合の考え方や例について、令和4年2月8日に財務省より通知が発出され、これに関する運用が明確になりました。

【概要資料】

- ・ [【概要資料】総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置及び運用等について](#) (PDF形式: 771KB) 

【通知類】

○総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について

(令和3年12月24日)


- ・ [総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について](#) (PDF形式: 3MB) 

(令和4年12月9日)

- ・ [「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の一部改正について](#) (PDF形式: 209KB) 


(参考) [改正後全文](#) (PDF形式: 4MB) 

(令和5年1月12日)

- ・ [「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」\(令和3年12月17日付財計第4803号\)第2\(1\)及び\(2\)に定める率について](#) (PDF形式: 171KB) 

○総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等について


(令和4年2月8日)

- ・ [総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等について](#) (PDF形式: 1MB) 

(令和4年8月8日(令和4年12月9日に廃止))

- ・ [総合評価落札方式における賃上げを実施する企業の事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱いについて](#) (PDF形式: 409KB) 

(令和4年12月9日)

- ・ [総合評価落札方式における賃上げを実施する企業の事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱いについて](#) (PDF形式: 135KB) 






○「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて

(令和4年8月8日)

- ・ [「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて](#) (PDF形式: 223KB) 

○総合評価落札方式における賃上げを実施する企業等の賃上げ実績の確認について

(令和4年12月9日、令和4年12月13日、令和4年12月14日)

- ・ [【工事・業務\(港湾空港関係を除く\)】](#) (PDF形式: 410KB) 
- ▶ [補足資料](#) (PDF形式: 189KB) 
- ▶ [説明会資料](#) (PDF形式: 597KB) 
- ・ [【工事・業務\(地方整備局\(港湾空港関係\)\)】](#) (PDF形式: 1MB) 
- ・ [【工事・業務\(航空局・東京航空局・大阪航空局\)】](#) (PDF形式: 170KB) 
- ・ [【工事・業務\(その他\)及び物品・役務】](#) (PDF形式: 168KB) 

【Q&A】

これまでに国土交通省に寄せられたご質問についての回答をお示しすることで、制度に参加を検討いただいている皆様疑問を解消することを目的としてQ&Aを作成しました。

例えば、Q&Aの中では、様々な実績確認の方法がとれることや、賃上げ表明書は実績確認の方法によらず従来の様式で提出いただいても問題ないこと等をお示ししております。

内容については、必要に応じて制度を所管する財務省にも確認を行っております。また、問い合わせ等については随時いただいておりますので、それに応じて更新していきます。

- ・ [Q&Aはこちら](#) (令和5年1月17日時点)